

# 「風さやか」の米飯商品における統一米袋デザイン使用基準

平成 29 年 9 月 28 日  
「風さやか」推進協議会

## 1. 基本的な考え方

長野県産「風さやか」の米飯商品の品位等を消費者・実需者等へ伝えるため、「風さやか」推進協議会に帰属する「風さやか」の統一米袋デザイン（以下、「米袋デザイン」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を以下のとおり定める。

## 2. 使用承諾及び管理を行う機関

「風さやか」の米飯商品について米袋デザインの承諾に関する業務は、「風さやか」推進協議会（以下、「協議会」という。）が行うものとする。

## 3. 対象とする米飯商品

「風さやか」を原料とした、弁当・おにぎり・おかゆ・レトルトご飯  
※尚、詳細については、別紙のとおりとする。

## 4. 米飯商品の基準

米袋デザインを使用する米飯商品は、以下の条件をいずれも満たした「風さやか」を 100%使用したものに限る。

- (1) 「風さやか」統一米袋使用要領に記載の玄米に関する基準を満たしていること。
- (2) 「風さやか」統一米袋使用要領に記載の精米に関する品位基準を満たしていること。

## 5. 使用の申請

米飯商品において、米袋デザインを使用する者は、使用前に別紙様式 1 号による申請を行い、協議会の承諾を得るものとする。

## 6. 使用の承諾

協議会は、米袋デザインの使用申請書の提出があったときは、3・4の内容を満たしているかを確認し、承諾の可否については別紙様式 2 号により通知するものとする。

## 7. 使用承諾の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、米袋デザインの使用承諾を取り消すものとする。

- (1) 本規定に定める事項に違反し、米袋デザインの不適切な使用が認められた場合。
- (2) 米袋デザインの信頼性を損ねるなど、協議会が使用禁止を適当と認めた場合。

#### 8. 損失補償等

- (1) 協議会は、米袋デザインの使用を承諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 使用者は、米袋デザインを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を取らなければならない。

別紙

対象となる米飯食品一覧

弁当	<ul style="list-style-type: none"><li>・白米（ただし梅干しやごま塩などがのったものも可）</li><li>・炊き込みご飯・チキンライス（オムライス）・チャーハン・パエリア・ピラフ・タコライスなど味のついたご飯</li><li>・カレーライス・ハヤシライス・牛丼・豚丼・親子丼・かつ丼・中華丼・天丼・うな丼・天津丼など白米の上におかずがのった（かかった）もの</li><li>・生寿司・ちらし寿司・いなり寿司・手巻き寿司・巻き寿司などのすし飯（シャリ）</li></ul>
おにぎり	<ul style="list-style-type: none"><li>・海苔・肉などが巻かれたもの</li><li>・味のついたもの（五目御飯・わかめご飯・ピラフなど）</li><li>・中に具材が入っているもの</li><li>・焼きおにぎり</li></ul>
おかゆ (雑炊・おじや・リ ゾットを含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・白がゆ</li><li>・味のついたもの</li><li>・具材が混ぜ込まれたもの（鮭・梅・卵・鶏・カニなど）</li></ul>
レトルドご飯	<ul style="list-style-type: none"><li>・白米</li><li>・味のついたもの（五目御飯・赤飯など）</li></ul>